

(翻 訳)

ジョアナ・アブランシェス・ピント賞

I — 総則

1. 「ジョアナ・アブランシェス・ピント賞」とは、特に文化面において両国の関係発展に貢献した日本もしくはポルトガルの国籍を有する個人を賞して在京ポルトガル大使館が授与するものである。

1.1 — 「ジョアナ・アブランシェス・ピント賞」は以下の分野におけるプロジェクトおよび作品に授与される。

- ・ 造形芸術（絵画、彫刻、デザイン、陶芸、写真）
- ・ 建築
- ・ 音楽
- ・ 映画、演劇、メディア芸術

2. 賞は毎回、上記のいずれかの分野に絞られるが、どの分野に授与するのかの決定は少なくとも1年前に在京ポルトガル大使館によって行なわれる。

3. 本賞の授与は2年に1度行なわれる。受賞者には賞状、メダルおよび賞金50万円が授与される。しかしながら、在京ポルトガル大使館の判断により、応募者の条件・質等を考慮し該当者が認められない場合には賞は授与されない。

4. 本賞の賞金は在京ポルトガル大使館の元副領事ジョアナ・アブランシェス・ピント氏からの寄付金によるものである。

5. 本賞に応募する資格を有するのは上記1.1の分野における作品を発表するポルトガルもしくは日本国籍所持者である。

II — 選考について

6. 応募者は「ジョアナ・アブランシェス・ピント賞」が授与される年の3月10日までにポルトガル大使館が発行する書式に記入し、提出しなければならない。書式には、応募者の履歴とともに作品についての詳細な解説を添えることとする。作品は紙・デジタル・録音・写真・ビデオ等、その年の該当分野によって処理されたものを提出する。

7. 応募までの過程は次の通り。

個人による自薦

ポルトガル大使館、日本ポルトガル協会、在日ポルトガル名誉領事館のいずれかによる
他薦

III 審査委員について

8. 審査委員は以下の人員で構成される。

審査委員長 : 在京ポルトガル大使

終身審査委員 : ジャイメ・セペダ・コエリョ神父

審査委員 : 社団法人日本ポルトガル協会代表者 1名

大阪日本ポルトガル協会代表者 1名

ポルトガル大使館文化参事官

授賞年の分野に精通する国内外の専門家 3名

(ポルトガル大使館により選考される)

事務 : ポルトガル大使館員

9. 審査委員長は票を投じる権利を有する。

10. 審査委員に永久欠員および死亡により欠員が生じた場合、その空席を埋めるためにポルトガル大使館が新しい審査委員を任命する。終身審査委員に欠員が生じた場合、その代理は他の審査委員およびジョアナ・アブランシェス・ピント氏と協議の上でポルトガル大使が決定する。

11. 必要に応じて審査委員長は国内外の他の専門家に応募作品についての助言を得ることもある。その場合、この専門家は審査委員会に出席することができるが、授賞作品決定に際する最終投票には参加することはできない。

12. 審査委員は、応募作品が当規約に則らない場合もしくは授賞するに十分な理由が見つからないと判断した場合には賞を授与しないこともできる。

13. 審査委員の決定はいかなる抗議も受けつけない。

IV 賞の授与について

14. 本賞は、授賞作品発表の後に決められた日時に、大使公邸において開催される授賞式において大使から授与される。

V 最終規定

15. ポルトガル大使館、各日本ポルトガル協会、カモンイス院は、それぞれのできる限りの手段を講じて日本とポルトガル両国において広くこの賞を知らしめる努力をする。

16. 本規約に関する疑問および不備がある場合には、ポルトガル大使館がそれを解決する。

17. 応募者は、本賞に作品を提出した時点から本規約に同意したものとされる。